

法政大学東京都校友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、法政大学東京都校友会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を東京都千代田区九段北三丁目2番3号法政大学九段校舎内一般社団法人法政大学校友会事務所におく。

第3条 本会は、一般社団法人法政大学校友会の目的を達成するために、所屬地域団体相互の連携をもって、それぞれの所屬地域団体の伝統、地域性、事業等の自主性を重んじ、会員相互の親睦を図り、必要な事業を行い、母校法政大学の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、東京都内に設置された地域団体により構成され、当該団体に登録された者をもって会員とする。

会員の資格は、学校法人法政大学が設置する学校の卒業生及び修了者並びに一般社団法人法政大学校友会定款第5条に定める推薦会員及び賛助会員とする。

第5条 本会は次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 常任理事会

第2章 役員

第6条 本会は、理事及び監事を置く。

- (1) 理事 各地域団体推薦による各2名以内及び特任理事若干名とする。
- (2) 監事 1名以上3名以内とする。監事は、理事との兼任は不可とする。
 - 2 特任理事及び監事は、常任理事会の推薦により理事会で選任する。

第7条 本会は、会長1名を置く。

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長は、常任理事会の推薦により理事会で選任する。
- 4 会長を選出した地域団体は、その地域団体から理事1名を追加することができる。

第8条 副会長及び常任理事は、会長の推薦により理事会で選任する。

- 2 本会は、常任理事会の決議により、相談役を置くことができる。

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、会長の再選は3期までとする。

- 2 補充によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期終了後であっても、後任者が選任されるまでの間はその職務を担当しなければならない。

第10条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め指名した順序により、会長の職務を代理または代行して行う。
- 3 常任理事は、本会の業務を分担して執行する。
- 4 監事は、本会の会務及び財務の執行状況を監査し、理事会及び常任理事会に報告する。又は、監事は理事会及び常任理事会に出席して意見を述べることができる。但し、議決権を有しない。

第3章 理事会

第11条 理事会は、毎年4月に定期総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。

第12条 理事会は、会長が招集する。

第13条 理事会は、全理事をもって構成する。

第14条 議長は、会長がこれにあたる。但し、議決権を有しない。

- 2 会長に事故あるときは、予め定めた順序により副会長が議長となる。

第15条 理事会は過半数の出席者（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。但し、会則の改廃は、理事会において、3分の2以上の承認を必要とする。

第16条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員等の選任及び解任
- (2) 会則の改廃
- (3) 各事業年度の事業報告及び収支決算
- (4) 各事業年度の事業計画及び収支予算
- (5) 常任理事会において理事会に付議した事項

第17条 理事会を開催した時は、議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名が署名及び押印する。

- 2 議事録は、作成後10年間事務局に正副2部を保存する。

第4章 常任理事会

第18条 常任理事会は、定例会を2か月毎に1回開催し、必要に応じて臨時会を開催する。

第19条 常任理事会は、会長が招集する。

第20条 常任理事会は、正副会長及び常任理事をもって構成する。

第21条 議長は会長がこれにあたる。但し、議決権を有しない。

2 会長に事故あるときは、予め定めた順序により副会長が議長となる。

第22条 常任理事会は過半数の出席者（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。但し、決議が賛否同数の場合は、前条の規定にかかわらず議長が議決権を有するものとする。

第23条 常任理事会は、次の事項を審議又は決議する。

- (1) 本会の基本方針の企画、立案、作成
- (2) 本会の通常業務の推進及び運営管理
- (3) 専門委員会及び特別委員会委員の選任、解任

第24条 常任理事会を開催した時は、議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名が署名及び押印する。

2 議事録は、作成後10年間事務局に正副2部を保存する。

第5章 委員会

第25条 会長は、本会の目的を達成するため一専門委員会及び特別委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、常任理事会が選任し、会長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、常任理事会の決議を経て会長が別に定める。

第6章 会員集会

第26条 本会は、全会員の参加を目的とする会員集会を、常任理事会の決議を経て、原則として毎年6月に開催する。

第7章 会計

第27条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第28条 本会の経費は、次の資金をもって支弁する。

- (1) 所属地域団体から徴収する会費
- (2) 一般社団法人法政大学からの拠出金及び助成金
- (3) 広告、宣伝費等の事業諸費
- (4) 寄付
- (5) その他

2 本会に所属する地域団体は、理事会において別に定める年度会費を、毎年6月までに納入する。

3 所定の会費を納入していない地域団体は、その権利を行使できない。

第8章 補則

第29条 会長は、慶弔規定を別に定めることができる。

第30条 この会則の執行に必要な規定は、常任理事会の承認を経て、会長が定める。

附則

- 1 この会則(以下「新会則」という。)は、令和3年5月 日より施行する。
- 2 新会則の変更前の会則により選任された会長、副会長、常任理事、特任理事及び監事の任期は、新会則第9条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。